

議第83号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長      梶      本      頼      兼

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 9 条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 9 条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改め、「の各号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。